



埼玉西部消防組合告示第2号

埼玉西部消防組合ハラスメント等撲滅推進会議設置要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

埼玉西部消防組合管理者 藤本 正 人



埼玉西部消防組合ハラスメント等撲滅推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉西部消防組合におけるハラスメントを撲滅するために、埼玉西部消防組合ハラスメント等撲滅推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他のハラスメント（以下「ハラスメント等」という。）を撲滅するための施策の企画立案に関すること。
- (2) ハラスメント等を防止するための研修、啓発及び広報活動の総括に関すること。
- (3) ハラスメント等の事案が発生した場合における再発防止措置案の策定に関すること。
- (4) ハラスメント等を防止するための施策の進捗状況の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ハラスメント等の撲滅に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、消防長をもって充てる。
- 3 委員は、職員のうちから職域、階級等を考慮し、委員長が任命する。
- 4 委員は、前項の規定にかかわらず、弁護士などの第三者に委嘱することができる。

5 委員長は、必要があると認める場合には、委員以外の者をオブザーバー（議決権はないが、必要に応じて意見を述べる者をいう。）として推進会議に参加させることができる。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

（推進会議）

第5条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。

3 推進会議は、委員長を含め、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（推進会議の活動に関する協力）

第6条 推進会議は、必要に応じて、職員及び埼玉西部消防組合ハラスメント等相談・通報総合窓口に対し、その業務について協力を求めることができる。

（謝金等）

第7条 第3条第4項に規定する委員が推進会議に出席した場合は、謝金及び費用弁償を支払うものとする。

2 前項の謝金の額は、推進会議への出席1回につき、20,000円を上限として、管理者が別に定める。

3 第1項の費用弁償については、埼玉西部消防組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第23号）第4条の規定を準用す

る。

(部会)

第8条 推進会議に部会を置く。

- 2 部会は、各消防署に設けるものとする。この場合において、消防局については、所沢中央消防署に含むものとする。
- 3 部会の部会長は、消防署長をもって充てる。
- 4 部会の委員は、部会長の推薦に基づき、委員長が任命する。
- 5 第4条及び第5条の規定は、部会の会議について準用する。
- 6 部会は、推進会議と連携を図りながら、当該消防署におけるハラスメント等撲滅に関する協議を行う。
- 7 部会長は、部会の会議において協議した内容を推進会議の委員長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議に関する庶務は、企画総務部総務課において処理する。

- 2 部会の庶務は、各消防署消防管理課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。